

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和2年(2020年)11月21日

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮四丁目34番先路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、廃棄物の排出指導業務のため、事故発生場所の道路を清掃車で東方面に向かって走行し、当該清掃車の右側前方を当該清掃車と同方面に向かって走行していた自転車が当該清掃車に近付いてきたためこれを避けようと当該清掃車を左側に寄せたところ、当該清掃車の左側後方から走行してきた相手方の自転車と当該清掃車の左側側面とが接触し、相手方が転倒した。この事故により、相手方は腰椎捻挫及び頭部打撲の傷害を負い、相手方の自転車は破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害305,449円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和3年(2021年)4月30日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が当該清掃車を左側に寄せる際に安全確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計269,469円と破損した相手方の自転車の代わりに新たに購入することとなった自転車の購入費用相当額35,980円との合計305,449円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について嚴重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から清掃車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。